

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所 活動内容紹介



【UNHCRとは?】

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees) はスイスのジュネーブに本部を置き、世界の難民の保護と支援を行なう国連の機関です。UNHCRは国連総会によって設立され、1951年に活動を開始しました。UNHCRの支援対象者は難民以外にも、庇護申請者、帰還民、無国籍者、国境を越えずに避難生活を続けている相当数の国内避難民を含みます。

設立以来、UNHCRは5,000万人以上の生活再建を支援し、1954年と1981年にノーベル平和賞を受賞しました。現在では、3,580万人以上の迫害や紛争によって移動を強いられた人々を支援するため、123カ国以上において約7,200人の職員が活動しています。そのうち80パーセント以上の職員は、支援対象者である難民や国内避難民とともに、遠隔地や危険な現場で活動しています。

第8代国連難民高等弁務官は緒方貞子氏 (1991年～2001年) が務めました。UNHCR駐日事務所は世界第2位の抛出国である日本政府、現場で活動するNGO、JICAなどの援助機関、企業や市民社会とともに、国内外の難民・国内避難民の支援に努めています。そのような協力関係のもと、2010年からは第三国定住のプログラムが開始され、タイの難民キャンプに住むミャンマー難民の受け入れをサポートしています。

【DATA】

職員数: 7,138名 うちフィールド勤務6,275名 (UNHCR Global Appeal 2014-15)

2013年度予算: 53億784万米ドル (約5,284億円) (UNHCR Global Appeal 2014-15)

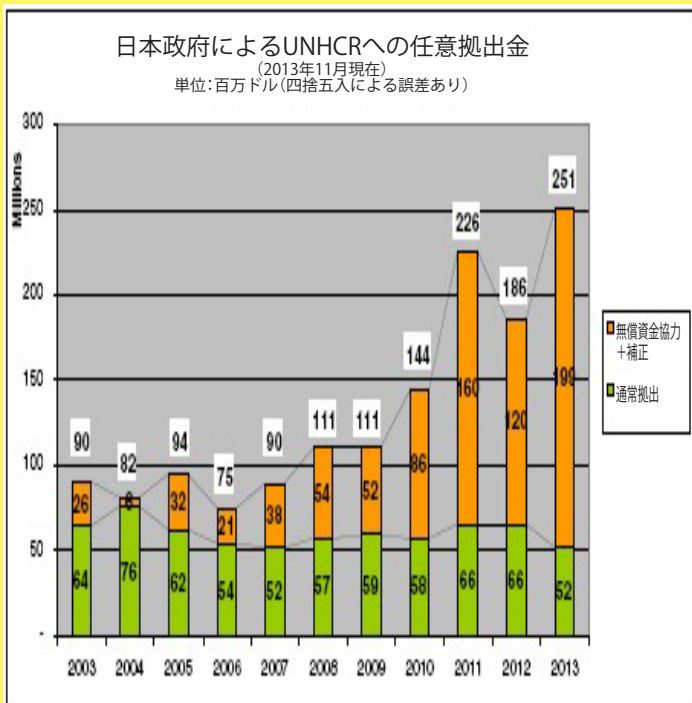
邦人職員数: 76名 (うち国際専門職員60名、JPO6名。2013年11月現在)

UNHCRの活動内容:

- ・難民の「国際保護」
- ・支援対象者への生活物資、住居、水、食糧、医療、教育等の援助
- ・難民問題に対する三つの恒久的解決の模索
 - 1、難民の出身国への自主的な帰還支援
 - 2、一次的に保護を受けている国での定住支援
 - 3、第三国での定住支援
- ・国内避難民の保護に関する各当該国への国際的支援協力
- ・国連難民条約の奨励
- ・難民条約締約国の条約遵守状況の監視
- ・無国籍者の削減、発生防止に向けた国際協力の促進

支援対象者: 総計3,870万人

(難民、庇護申請者、国内避難民、帰還民、無国籍者など。UNRWAにより支援されている約490万人のパレスチナ難民は含まれない、Mid-Year Trends 2013より)



日本政府の貢献

「人間の安全保障の実現」

日本は30年以上にわたりUNHCRの人道支援に貢献してきました。日本はUNHCRにとって世界第2位の資金拠出国であるとともに、多くの人材がNGO、JICA、UNHCRなどを通して、人道支援の現場で活躍しています。

2013年の日本の任意拠出金は約2億5,100米ドル(11月時点)であり、過去最大の拠出額。物資面では、2013年1月22日の閣議決定により、南スーダンに流入したスーダン難民の救援活動のためにテント(1000張、毛布(25万枚)、給水容器)27万個、ビニールシート(1万枚、スリーピングマット(35万枚)などが無償で提供されました。

【復興支援・平和構築活動】

緊急人道支援から「持続可能な開発」、「紛争後の平和構築」へのスムーズな移行を視野に、UNHCRは開発支援組織との緊密な連携を強化してきました。日本におけるODAの実施機関であるJICA(国際協力機構)と連携し、相互の専門性を生かしたパートナーシップを構築しています。

【主要拠出先】

アフガニスタン、パキスタン、イラン、ミャンマー、スーダン、南スーダン、ケニア、エチオピア、マリヤ、コンゴ民主共和国、ウガンダ、コートジボワール、リベリア、マリ、ブルキナファソ、モリタニア、エジプト、ヨルダン、レバノン、トルコ、シリア情勢、イエメンなど。

UNHCR 駐日事務所の活動

UNHCR駐日事務所は常時約20名の職員とインターンが勤務しており、法務、渉外、広報、総務、eセンターの5つの部署から成り立っています。

【 渉 外 】

日本の持つリソース(ODA、人材、物資や技術等)を難民・国内避難民支援の現場に結びつけている大切な業務を担当しています。特に日本政府をはじめ、JICA等の援助機関、NGO等の市民社会、企業、駐日大使館等、幅広い組織・団体との連携や協力推進が欠かせません。難民保護・人道支援から開発・平和構築にわたる幅広い分野での協力関係を築き、多様なパートナーとの連携強化を目指しています。その一方で「世界難民の日」や「UNHCR難民映画祭」などの各種イベントを実施しています。



UNHCR国会議員連盟の勉強会

【 法 務 】

日本にいる難民・庇護申請者の支援・保護を中心に、日本政府や市民社会(NGO、法曹、学識者等)と連携・協力し、それぞれの活動をサポートしています。具体的には、難民に関する法律・政策への提言、難民認定プロセスにかかる研修・啓発活動、NGO等を通じた難民一人ひとりに対する法的・社会的支援などが挙げられます。法律だけではなく、生活面においても難民・庇護申請者の問題について目配りし、解決策を探っているほか、難民が日本社会に適応して暮らせるよう取り組んでいます。



第三国定住で成田空港に到着したミャンマー難民の家族

【 広 報 】

UNHCRの現場での活動や、難民問題をよりよく理解してもらうために、出版物、ホームページやソーシャルメディアなどを通じて情報を提供しています。また各種イベントやキャンペーンを通じた啓発、メディア対応などにより、UNHCRの活動についての対外的な広報全般を担当しています。現場での活動を「伝える」ことによって難民問題を支えているのです。

日本では遠いことのように思われがちな難民について、より身近に感じ、問題解決に向けて一人でも多くの方に行動を起こしてもらいたいとの思いを含め、日々情報発信しています。



フェイスブックの「一番大切なもの」キャンペーン

【 総 務 】

総務は事務所運営を支え、主に経理・会計、人事、庶務を担っています。経理・会計とは、事務所運営予算の管理、経費の支払い、報告などの業務で、UNHCR共通のオンラインソフトで管理しています。人事は、職員の募集や選考、契約書の作成に加え、職員の異動にかかる手続きや、出勤・休暇管理、勤務評価の作成支援などの業務のことで、また庶務に関しては、備品・事務用品の購入・管理、ID・入館カードの管理などを行っています。

事務所内の円滑な業務を求め、常に気を配りながら仕事を進めています。



UNHCR 駐日事務所のオフィス

【 e セ ン タ ー 】

eセンターは2000年に、日本政府による国連の人間安全保障基金によって、UNHCR駐日事務所内に設立された、アジア・太平洋地域における人道的緊急事態、特に難民問題に対応する機関・人材の能力向上を目的とするセンターです。ワークショップ形式の訓練や、通信教育、資料・情報の提供を行うとともに、緊急時に対応する経験者のネットワークを管理・維持しています。現在までに、延べ3,500人以上の訓練生を受け入れているほか、年間約10回の訓練を通し、300人以上に研修を行っています。

「国際人道支援における不測事態対応計画」を学ぶワークショップの様子



UNHCR 駐日事務所代表ごあいさつ

【略歴】
リンデンバウアー駐日代表はUNHCR職員として世界各地で30年近くの業務経験があり、オーストリア、ドイツ、香港、ハンガリー、ミャンマー、アイスランド、スリランカ、スイス、スーダンなどでの任務を経て、UNHCR駐日代表として着任した。リンデンバウアー駐日代表はオーストリア国籍であり、法律分野の専門家である。既婚で二人の子もいる。

これまでの日本政府、国民の皆様からの多大なご支援に心から感謝申し上げます。避難を余儀なくされた人々の苦しみをやわらげ、恒久的解決策を見出すために今後も皆様のご支援とご協力を宜しくお願い致します。

はじめまして。10月に着任致しましたマイケル・リンデンバウアーです。
日本に来るのは初めてのことで、直前までドイツ・オーストリア地域事務所の代表を務めておりました。



第11代UNHCR駐日代表
マイケル・リンデンバウアー

WEB
サイトは
こちら▶



国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所
〒107-0062 東京都港区南青山6-10-11 ウェスレーセンター
TEL:03-3499-2011 FAX:03-3499-2272

HP www.unhcr.or.jp
Facebook www.facebook.com/unhcrorjpp
Twitter @UNHCR_Tokyo